

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月10日

岩沼市長 菊地 啓夫

記

1 入札に付する事項

対象工事名	令和元年度 朝日2号線道路改良工事
入札方式等	価格以外の要素として「企業の技術力」「地域貢献度」「社会性」の3分野について評価し、最も優れたものをもって落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）制限付き一般競争入札 入札後資格確認型
入札回数	初度の入札及び再度の入札を合わせ3回を限度とする。
予定価格	事後公表とする。
低入札価格調査	設定有り（調査基準価格：設定有り・失格基準価格：設定有り）
工事施工場所	岩沼市 字大和 外 地内
工期	契約締結の翌日から 令和2年3月31日まで
工事概要	朝日2号線 施工延長 L＝576.7m 土工 一式 掘削工 一式 プレート盛土 3,260m ³ 路床盛土 2,900m ³ 排水工 一式 (勾配調整側溝B400×H700 35m、L型側溝 41m) 舗装工 一式 (車道路盤工 3,130m ² 、歩道路盤工 1,438m ²) 道路構造物撤去工 一式 道路附属物工 一式 公園施設撤去・再設置工 一式
支払条件	①契約保証金 契約金額の10分の1以上の額 (調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は10分の3以上の額) ②前払い 有り 支払率 40%未満 (調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は20%未満) ③中間前払い 有り 支払率 20%未満
その他	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

岩沼市契約事務規則（平成31年規則第17号）第4条の規定に基づく令和元・

2年度岩沼市競争入札参加資格を有している業者で、次の要件を満たしていること。

事業所の所在地に関する条件	宮城県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち本店を有する者。
総合評価値等に関する条件	経営事項審査の土木一式の総合評点が生市750点以上、市外900点以上で特定建設業の許可を有する者。
施行実績に関する条件	過去10年間に同種（道路改良工事）の工事を元請として施工した実績があること。
配置技術者に関する条件	土木工事の経験を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法の規定に基づき工事現場に配置できること。
入札保証金	免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することがある。
その他	① 岩沼市から建設工事入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中の者で無いこと。 ② 令第167条の4の規定に該当する者で無いこと。 ③ 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱別表各号に該当する者で無いこと。 ④ その他、岩沼市制限付き一般競争入札実施要綱及び岩沼市総合評価競争入札実施要綱によるものとする。

3 総合評価に関する事項

総合評価方式制限付き一般競争入札における評価項目、評価基準及び落札者決定方法は、「岩沼市総合評価方式制限付き一般競争入札落札者決定基準（令和元年5月）」による。なお、本案件に係る同種工事の条件は次のとおりとする。

同種工事の条件	盛土荷重載荷工法による道路改良工事
---------	-------------------

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札後資格確認用一般競争入札参加申請書及び技術評価点算定表、算定表附属書類の提出期限 (持参による)	令和元年6月11日(火)から 令和元年7月2日(火) 16時00分まで	総務部総務課総務係
入札日(開札日)	令和元年7月5日(金) 10時00分から	市役所6階 研修室A ※受付印の押印された一般競争入札参加申請書を持参すること。
設計図書等の閲覧及び貸出	令和元年6月10日(月)から 令和元年7月5日(金)まで	市役所1階情報公開室 ※設計図書等は貸出も行います。希望者は、事前に総務課へ電話連絡のこと。 ※閲覧のみは予約不要
設計図書等に対する質問の受付	令和元年6月10日(月)から 令和元年6月28日(金) 15時00分まで	総務部総務課総務係 ※紙で提出すること。 なお、質問に対する回答書は、閲覧に供する。
回答書の閲覧	令和元年7月2日(火)から 令和元年7月5日(金)まで	市役所1階情報公開室 又は岩沼市ホームページ

- (注) 1 上記の期間は、岩沼市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)に規定する休日(以下「休日」という。)は除く9時00分から16時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)とする。
- 2 一般競争入札参加申請書・各種様式等については、岩沼市ホームページからダウンロードすることができます。

5 入札参加の申請等

入札参加希望者は、前記4に示す期限・場所等を厳守し、次の書類を持参により提出（正副2部提出のものは、うち1部を受付印押印後返却）しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加申請書（様式第1－1号） 正副2部
- (2) 技術評価点算定表（様式第2－1号） 正副2部
- (3) 次に掲げる技術評価点算定表附属書類 各1部

ア 公共工事施工実績書（様式第2－2号）及び当該工事のCORINS、契約書・仕様書等（以下「確認書類」という。）の写し（岩沼市発注のものは確認書類の省略可）

イ ISO等取得認証を証明する書類の写し

ウ 岩沼市内公共工事实績書（様式第2－3号）及び確認書類の写し（岩沼市発注のものは確認書類の省略可）

エ 配置予定技術者調書（様式2－4号）及び当該技術者の保有資格書の写し、実績工事の確認書類の写し（岩沼市発注のものは確認書類の省略可）

オ 防災協定に関する調書（様式2－5号）及び協定書の写し、会員であることを証明する書類の写し

カ ボランティアに関する調書（様式2－6号）及び団体で活動した場合は当該団体の会員であることを証明する書類の写し

キ 従業員に関する調書（様式2－7号）及び調書記載の従業員の継続的な雇用関係を証明できるもの（健康保険証等）の写し、技術者の保有資格の写し

ク 社会性に関する調書（様式2－8号）

※ 審査の都合により、入札参加申請書等の提出後に追加資料の提出を求めることがあります。

※ 技術評価点算定表（様式第2－1号）は、総合評価の対象となった者について、落札者決定後、公表し、社会性に関する調書（様式2－8号）は、落札者のみ公表します。

※ 配置予定技術者調書（様式2－4号）の提出後に配置予定技術者を変更することはできない。契約前に申告した配置予定技術者を配置できないときは、いかなる理由であっても契約辞退の取扱いとなり、契約しない。

6 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、FAXその他電気通信による入札は、認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 正当な理由が無く所定の時刻までに入札会場に参集しない者は、その入札を行ったとき及び執行時刻が経過したときから失格とする。
- (4) 予定価格事後公表において、失格基準価格以上予定価格以下の範囲で入札をした者が無い場合は、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において失格基準価格より低い価格で入札した者は、失格とする。
- (5) 前記(3)及び(4)において失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札の結果、失格基準価格以上予定価格以下の範囲で入札をした者が無い場合は、不調とする。また、入札参加資格確認又は低入札価格調査の結果、不調となることがある。

7 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、最初の入札時に、入札執行者の指示により入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出することとし、書類の提出の無い入札は無効とする。また、書類に不備のある場合は、原則無効とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者が行った入札
- (2) 一の入札について同一の者が行った二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印の無い入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額に対応した工事費内訳書の提出が無い入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) 本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請をした者が行った入札
- (9) 落札者決定時点で前記2に掲げる要件を満たさない者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反して行った入札

9 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者の決定については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、失格基準価格以上予定価格以下の範囲で入札を行った者について総合評価を行い、総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、次の順番により落札候補者を決定する。

ア 評価値の最も高い者のうち技術評価点で減点のない者を落札候補者とする。

イ 技術評価点に減点のない者が二者以上いるか又は減点のない者がいないときは、評価値の最も高い者のうち入札金額の最も低い者を落札候補者とする。

ウ 入札金額の最も低い者が二者以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者とする。

- (2) 落札候補者にはFAXにより通知をする。落札候補者は、通知に記載されている期限までに、入札参加資格審査に係る書類を総務部総務課総務係へ提出すること。

- (3) 入札参加資格審査に係る書類

持 参 書 類	① 一般競争入札参加確認申請書（様式1－2号）
	② 一般競争入札参加資格審査資料（様式1－2号資料） ※ 配置予定技術者については、事前提出の配置予定技術者調書と同一人でなければならない。継続的な雇用関係を証明できるもの（健康保険証等）の写しを添付すること。ただし、事前に提出しているときは省略できる。 ※ 岩沼市以外の実績の場合は、当該技術者の工事経歴書等に記載された工事の確認書類の写し。ただし、事前に提出しているときは省略できる。
提 出 部 数	③ 特定建設業の許可の写し
	④ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
	⑤ 申請者の所在地及び名称を記載し、切手を貼付した返信用封筒1枚
2部（正本1部、副本1部）持参すること。うち1部は受付印押印後返却する。	

- (4) 入札参加資格を有しないとされた者は、その理由について結果通知後2日以内に書面で問合せをすることができる。
- (5) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格が無いときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の者を落札候補者として、同様の審査を行う。

10 低入札価格調査

調査基準価格と失格基準価格の範囲で入札した者（以下「低価格入札者」という。）については、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の方法等は、「岩沼市低入札価格調査実施要綱」によるものとし、低価格入札者は、調査に協力しなければならない。

11 入札結果の公表

総合評価及び入札参加資格等の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市役所1階情報公開室及び市のホームページで公表する。

12 その他

- (1) 入札参加者は、入札に当たって上記事項を遵守しなければならない。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。
- (3) 詳細又は不明の点については、岩沼市総務部総務課総務係に照会のこと。

（電話：0223-22-1111 内線508）